

松山市議会BCP（業務継続計画）

令和3年11月1日

目次

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | BCPが発動する要件 | 1 |
| 3 | 議会及び議員の基本的役割 | 1 |
| 4 | 松山市議会災害対策会議の設置 | 1 |
| 5 | 市との関係 | 2 |
| 6 | 災害発生時の業務継続の体制及び活動基準 | 2 |
| 7 | その他 | 3 |
| 8 | BCPの見直しと体制について | 3 |
| | 別紙1 業務継続の体制及び活動基準《地震、風水害その他の災害》 | 5 |
| | 別紙2 業務継続の体制及び活動基準《感染症》 | 15 |

1 目的

松山市議会BCP（業務継続計画）は、松山市議会基本条例（平成27年条例第36号）第6条（災害への対応）の規定の趣旨に基づき、松山市において大規模災害が発生、または感染症の大規模な流行が発生した際に、松山市議会の対応について必要な事項を定め、議会として二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、迅速な意思決定と市民の安全確保、被害の拡大防止、災害復旧に向け、適切な災害対策活動ができるよう、体制整備を行うものである。

2 BCPが発動する要件

- (1) 松山市災害対策本部が設置され、松山市地域防災計画に基づき全職員配備体制がとられたとき。
- (2) 土砂災害、大規模火災、大規模テロ等が発生した場合において、議長が必要と認めたとき。
- (3) 次のいずれかに該当する場合において、議長が議会運営への影響度を考慮した上で必要と認めたとき。
 - ・国内で大規模感染症が流行し、本市に対策本部が設置されたとき
 - ・国内で大規模感染症が流行し、議員等（議員・議会事務局職員及びその同居する家族等）の感染者（疑義者含む）が発生したとき
- (4) 前各号のほか、議長が必要と認めたとき。

3 議会及び議員の基本的役割

- (1) 議会は、災害時においては、特に住民代表の機関としての役割が一層重要となることが想定されることを踏まえ、議会の機能が停止することがないように、あらゆる局面を想定し、その機能維持に努めるものとする。
- (2) 議員は、議会の機能を維持するために欠くことができない構成員としての役割を認識するとともに、地域活動に従事する役割を担うものとする。

4 松山市議会災害対策会議の設置

松山市議会災害対策会議は、本BCPが発動したとき、又は本BCPが対象とする災害の発生が予測され議長が必要と認めるときに設置し、市対策本部が廃止、又は被災の状況等から議長が設置を必要としないと認めたときに解散する。

(1) 松山市議会災害対策会議の構成及び役割

松山市災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各派代表者（3人以上の会派の代表者）とする。3人未満の会派の代表者及び会派に所属しない議員は、オブザーバーとして会議に出席できるものとする。

- ・議長は松山市災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- ・副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- ・議長及び副議長ともに事故があるとき又は欠けたときは、議会運営委員会委員長が議長の職務を行う。
- ・議長、副議長及び議会運営委員会委員長に事故があるとき又は欠けたときは、各派代表者のうち年長の議員が議長の職務を行う。

(2) 松山市議会災害対策会議の掌握事務

- ・市対策本部から入手した情報を議員へ伝達すること。
- ・議員から提供された地域の被災情報等を集約・整理し、市対策本部に提供すること。
- ・本会議、委員会の開催等に関する方針を協議・決定すること。
- ・審議を継続するための環境づくりに関すること。
- ・そのほか必要と認めること。

5 市との関係

(1) 議会は、災害が発生した場合において、松山市災害対策本部が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮するものとする。

(2) 議会と市は、それぞれの役割を踏まえたうえで、災害に関する情報の共有に係る協力・連携体制を整え、対応に努めるものとする。

6 災害発生時の業務継続の体制及び活動基準

(1) 地震、風水害その他の災害が発生した場合の業務継続の体制及び活動基準は、別紙1のとおりとする。

(2) 感染症が発生した場合の業務継続の体制及び活動基準は、別紙2のとおりとする。なお、咳エチケット・手洗い・手指消毒等の基本的な感染対策及び備蓄品の管理については、本BCPの発動を待たず実施するものとする。

7 その他

(1) 議会の防災訓練

本BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容等を検証・点検し、より実効性のあるものとするために、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、防災及び減災並びに危機管理に関する研修会または訓練を毎年1回は実施する。

(2) 議場等の代替施設

大規模災害等が発生した際には、建物の全部又は一部に被害が発生するとともに、設備機能が停止するおそれが高い。そのため、①市役所本庁舎内又は②保健所・消防庁舎内の会議室等を代替候補施設とし、被災状況等により使用について調整を行う。

8 BCPの見直しと体制について

(1) 防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に本BCPに反映させ、本BCPをレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを本BCPに反映させる必要があることから、必要の都度適宜継続的に改正を行うものとする。

(2) 本BCPの見直しは松山市議会議員政策研究会において行うものとする。

業務継続の体制及び活動基準

《地震、風水害その他の災害》

災害時の行動マニュアル(開会中)

発災直後・初期対応

●議会の動き

議長または委員長等は、直ちに会議等を休憩し、出席者や傍聴者等の安全確保を行う。

●議員の動き

災害発生時、自身の命を守る行動をとり、適宜、人命救助等を行う。安全確認後に控室へ移動し、方針が決まるまで待機する。庁舎の破損の状況によっては、城山公園等に緊急避難する。

●議会事務局の動き

災害発生時、自身の命を守る行動をとり、適宜、傍聴人等の避難誘導や人命救助、けが人等が発生した場合は、救急手配等を行う。議員、職員の安否確認や議場等の被災状況の情報収集を行う。

初期対応以降～

●議会の動き

議長は、松山市議会災害対策会議を設置し、関係者を招集の上今後の方針を協議決定する。本会議を再開し、当日の必要な議事を済ませ、散会するか、状況によっては延会にする。市長等が出席できない場合や、再開の判断がつかない場合は、本会議を再開せず流会も検討する。

●議員の動き

松山市議会災害対策会議の構成議員は、招集に応じ会議に参加する。その他の議員は控室で待機し、会議の決定方針に従う。その後は、地域での被災者支援や情報収集活動等を行う。議会として災害対応に従事するときは、貸与されている防災服及びヘルメット等を着用する。

●議会事務局(松山市議会災害対策会議事務局)の動き

市の災害対策本部と連携の上、被災状況その他の情報等を収集し、必要に応じて議員に伝達する。また、各議員からの地域の情報等を集約し、市の災害対策本部に伝達する。

災害時の行動マニュアル(閉会及び休会中)

発災直後・初期対応～

●議会の動き

議長は、議会事務局長と連携を取り、登庁の上、松山市議会災害対策会議を設置する。対策会議招集の判断を行い、関係議員等を招集し、会議にて方針を協議の上決定する。議長に事故がある時は副議長が職務を行う。副議長も事故の時は、年長議員が職務を行う。

●議員の動き

自身や家族の安否情報を議会事務局へ速やかに報告する。(※下記連絡体制)
人命救助や被災者支援等を行うとともに、被害の状況についての情報収集を行う。松山市議会災害対策会議の構成議員は、招集があれば参集する。会議で決定された方針に従い行動する。必要な情報を松山市議会災害対策会議へ報告する。本会議・委員会等の招集があった場合は参集する。議会として災害対応に従事するときは、貸与されている防災服及びヘルメット等を着用する。

●議会事務局の動き

議会事務局長は、議長等と連携を取り、松山市議会災害対策会議の設置の準備をする。議員の安否確認を行うとともに、議会棟などの被災状況の情報収集を行う。市の災害対策本部と連携をとり、情報の共有・収集に努める。松山市議会災害対策会議で決定された方針について、各議員に周知をする。必要な情報について各議員に伝達する。各議員からの情報の取りまとめと市の災害対策本部への伝達を行う。

災害時の連絡体制

議員は、その安否、所在及び連絡先を議長に連絡しなければならない。

※災害対応カードを常備 ※議員安否確認票を活用

<安否確認の方法>

議会事務局 電話:089-948-6645 FAX:089-921-1110

メール: gshomu@city.matsuyama.ehime.jp

※上記通信手段が使用できない時は、災害用伝言ダイヤル(171)等を活用する。

災害時の行動マニュアル(開会中)

災害発生



| 発災直後・初期対応 | | |
|--|--|---|
| 議会の動き | 議員の動き | 議会事務局の動き |
| <ul style="list-style-type: none"> ●直ちに暫時休憩を宣告する ●出席者・傍聴者等の安全確保を行う | <ul style="list-style-type: none"> ●自身の命を守る行動をとる ●適宜救助対応等を行う ●安全確認後、控室へ移動し方針決定まで待機する ●必要に応じ緊急避難する(城山公園等) | <ul style="list-style-type: none"> ●自身の命を守る行動をとる ●けが人等の応急対応や救急手配等を行う ●傍聴人等を避難誘導する ●議員・職員の安否確認や議場等の被災状況等の情報収集を行う |



| 初期対応以降～ | | |
|--|---|---|
| 議会の動き | 議員の動き | 議会事務局の動き |
| <p>●松山市議会災害対策会議設置 関係者を招集の上、今後の方針を協議決定する (会議継続の可否、議事日程の変更など)</p> <p>●松山市議会災害対策会議終了後 本会議を再開し、当日の必要な議事を済ませ、散会あるいは延会にする</p> <p>※市長等が出席できない場合や再開の判断がつかない場合は、再開せず流会も検討する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●松山市議会災害対策会議の構成議員は、会議に参加し方針を協議し決定する ●その他の議員は、方針決定まで控室で待機し、決定された方針に従い行動する ●地元の被災者支援や情報収集活動などを行う <p>※議会として災害対応に従事するときは、貸与されている防災服及びヘルメット等を着用する。</p> | <p>松山市議会災害対策会議の事務局としての動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市の災害対策本部と連携の上、被災状況その他の情報等の収集を行い、必要に応じ各議員へ伝達する ●各議員の情報等を集約し、市の災害対策本部に伝達する |

災害時の行動マニュアル(閉会・休会中)

災害発生

発災直後・初期対応～

| 議会の動き | 議員の動き | 議会事務局の動き |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●議長は、議会事務局長と連携を取り、登庁の上、松山市議会災害対策会議を設置する。 ●対策会議招集の判断を行い、関係議員等を招集し、会議にて方針を協議の上決定する。 <p>※議長に事故がある時は、副議長が職務を行う。副議長も事故の時は、年長議員が職務を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●自身や家族の安否情報を議会事務局へ速やかに報告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>安否確認方法(議会事務局)</p> <p>電話 089-948-6645</p> <p>FAX 089-921-1110</p> <p>gshomu@city.matsuyama.ehime.jp (メール)</p> <p>※災害対応カードを常備</p> <p>※上記不通時は、災害伝言ダイヤル(171)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●人命救助や被災者支援等を行うとともに、被害の状況についての情報収集を行う。 <p>※議会として災害対応に従事するときは、貸与されている防災服及びヘルメット等を着用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●松山市議会災害対策会議の構成議員は、招集があれば参集する。 ●会議で決定された方針に従い行動する。 ●必要な情報を松山市議会災害対策会議へ報告する。 ●本会議・委員会等の招集があった場合は参集する。 | <ul style="list-style-type: none"> ●議会事務局長は、議長等と連携をとり、松山市議会災害対策会議の設置の準備をする。 ●議員の安否確認を行うとともに、議会棟などの被災状況の情報収集を行う。 ●市の災害対策本部と連携をとり、情報の共有・収集に努める。 ●松山市議会災害対策会議で決定された方針について、各議員に周知をする。 ●必要な情報について各議員に伝達する。 ●各議員からの情報の取りまとめと市の災害対策本部への伝達を行う。 |

災害時の議事継続に向けたマニュアル(開会中)

災害発生

<協議事項内容(協)>

- 定例会継続の可否について
- 会期日程・議事日程の変更について
- 一般質問の継続について
- 理事者の本会議への出席の可否について
- 請願・陳情の締切り等について
- 委員会審査等について
- 議場等使用不可時の代替場所の確認について
(場所の変更は議長通知で可能)
- 臨時会の開催及び定例会日程の検討について

議会事務局

※松山市議会災害対策会議にて

- 報告事項(報)
- ◇災害の種類、被害の規模、人的・物的の被害程度、復旧の見込みについての情報等
- ◇議会事務局が議員の安否確認と応招の可否を確認の上、定足数に足りるかを確認(地方自治法 113 条)
- 協議事項検討(協)

松山市議会災害対策会議設置

- 報告事項(報)
- 協議事項検討(協)
- 議会運営委員会の開催可否を検討

議会運営委員長
議会運営委員会を招集
(理事者の出席を求める)

議会運営委員会の開催が**不可**
委員定数の半数以上が出席できない
(市議会委員会条例第 12 条)

議会運営委員会の開催が**可能**
●協議事項検討(協)

正・副議長、議運委員長が判断

本会議の継続が**不可**

閉会日に行った会期決定の議決により、閉会予定日の 24 時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び、継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。

自然閉会を迎えた後、市長判断で専決処分が可能。
但し、現議員数が定足数 22 名に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。

本会議の継続が**可能**

- ① 通常通り本会議を継続する。
※次の本会議が開議できない場合は、議長は改めて会議時間を通知する。(会議規則第 22 条)
- ② 一般質問を打ち切り、委員会付託を行い、委員会審査後、本会議で採決を行い議了する。議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。(会議規則第 7 条)
- ③ 一般質問、委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論、採決を行い、議決し議了する。
- ④ 会期日程の変更(延長)を行い、上記①、②、③に準じて継続する。

本会議閉会

議員安否確認票

| | |
|------|--|
| 議員氏名 | |
| 議員住所 | |

| | | |
|-------|--|--|
| 確認日時 | 月日 | |
| | 時間 | |
| 確認者氏名 | | |
| 確認方法 | 対面・電話・Fax・メール その他（ ） | |

| | 議員本人 | 家族 |
|---------|------------------|---|
| 被災 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 状況 | | 配偶者・子ども・その他（ ） |
| 場所 | 市内 | 自宅・自宅外（ ） |
| | 市外 | |
| 自宅状況 | 被害 | 有 全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水・その他（ ） |
| | | 無 |
| 参集の可否 | 可・否 | 参集可能な時期 |
| 連絡先 | 連絡が取れるよう家族の連絡先も可 | |
| 地域の被災状況 | | |
| その他 | | |

議会事務局連絡先

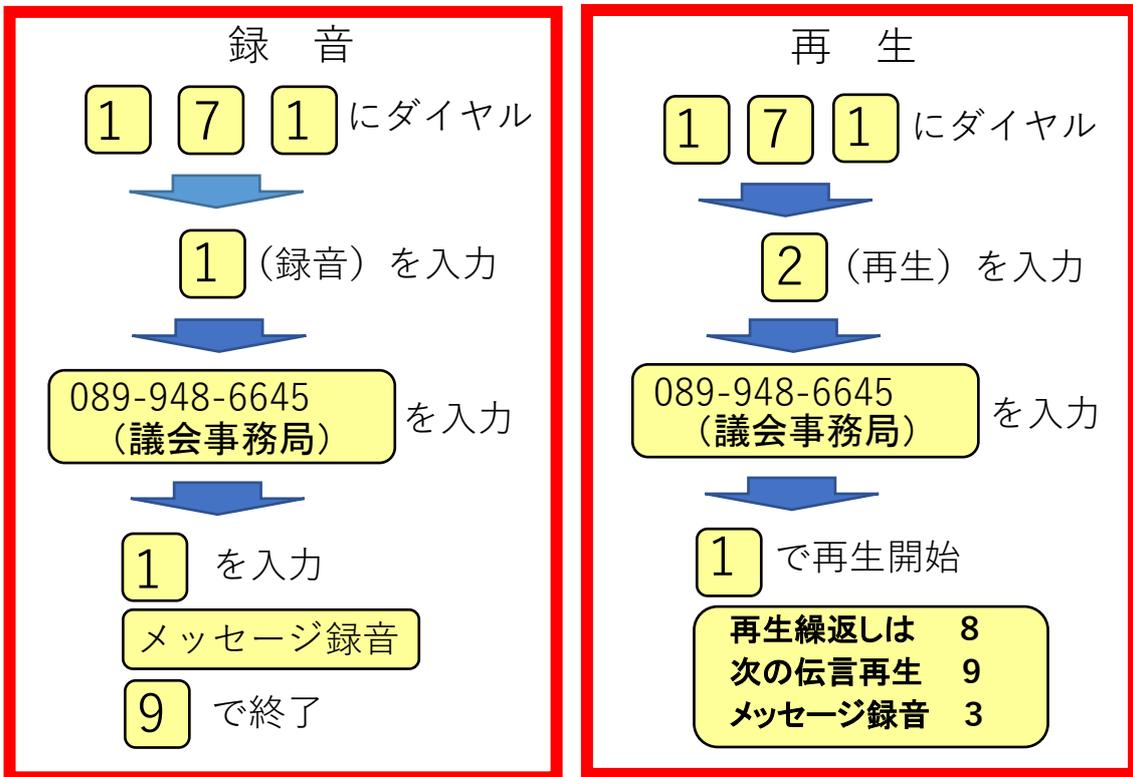
電話 089-948-6645

FAX 089-921-1110

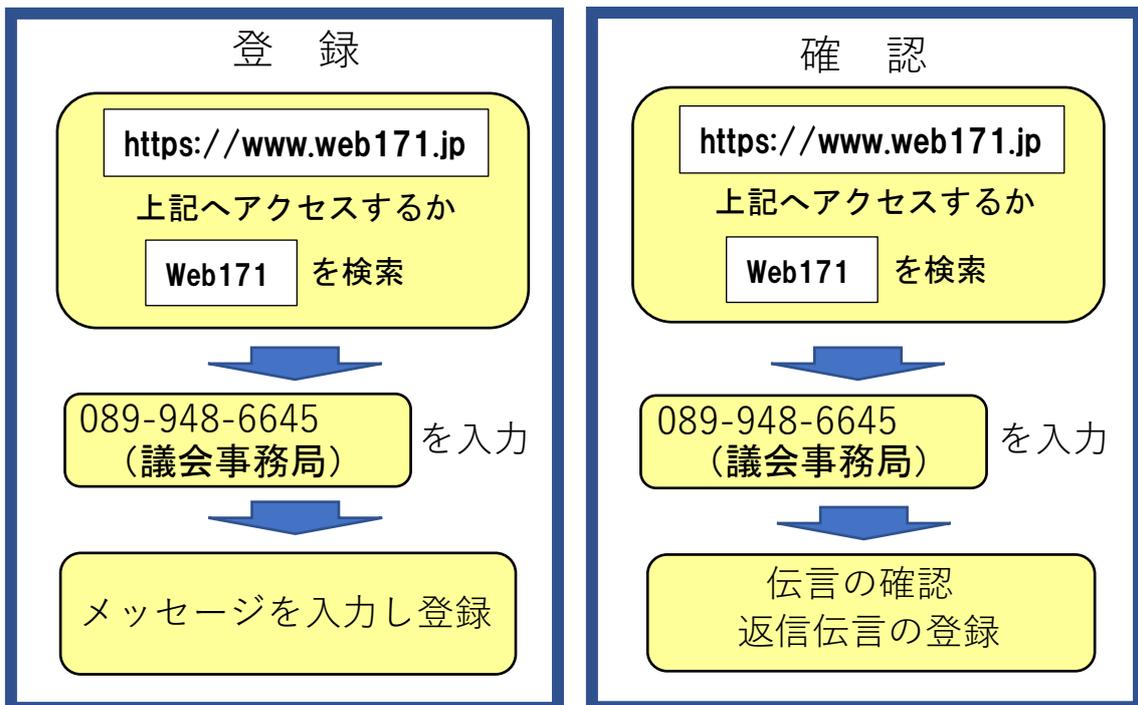
メール 総務課：gshomu@city.matsuyama.ehime.jp

 議事調査課：gikai@city.matsuyama.ehime.jp

災害用伝言ダイヤル 171



災害用伝言板 WEB 171



(表)

| 松山市議会災害対応カード | |
|---|--|
| [災害発生時における議員の対応] | |
| ①震度6弱以上の地震発生時には、安否報告をすること。 ②地域における災害対応活動を行うこと。 ③緊急を要する事態及び市内の被害状況を報告すること。 | |
| [被害状況報告のポイント] | |
| ①報告先は松山市議会災害対策会議 (089-948-6645) ②要点を絞って、簡潔に分かり易く報告する。 → いつ、どこで、誰が(何が)、なぜ、どのように | |
| [松山市防災ポータル https://city-matsuyama.secure.force.com/] | |

(裏)

| ◎安否確認 連絡先◎ | |
|---|----------------------|
| TEL → 089-948-6645 (議会事務局総務課長) | |
| FAX → 089-921-1110 (議会事務局共用FAX) | |
| メール → gshomu@city.matsuyama.ehime.jp (議会事務局宛) | |
| 災害用伝言ダイヤル → 171 (NTT西日本) | |
| ※災害用伝言ダイヤルにメッセージを残す場合には、自宅の電話番号を登録すること。 | |
| ※災害用伝言ダイヤルで議会事務局からの連絡事項を確認する場合の電話番号は、 089-948-6645 。 | |
| 告安 事否 項報 | ・安 否 ・居 所 ・連絡先 |
| 議員名 ○○ ○○ | |
| 電話番号 XXX-XXX-XXX | |

(規格)

1. 大きさ：縦55ミリ×横90ミリ (名刺サイズ横長両面印字)
2. 材 質：上質紙 (ラミネート加工)

業務継続の体制及び活動基準

《感染症》

1. 感染症の定義

以下のいずれかの感染症が松山市内で発生、あるいは周辺地域で発生した場合

- ① 治療法や予防法が確立されていない感染症で大きな被害が発生した場合
又はそのおそれがあるもの
- ② 議長が必要と認めるもの

2. 業務の延期および中止、新規業務への対応

業務を延期および中止することによる市民生活への影響と同時に、感染症の拡大を十分に考慮し、市民生活に最低限必要な業務は継続する。また他の業務においては延期および中止し、新規に発生する業務への対応を円滑に行う。

3. 発生段階の定義

刻々と変化する状況に迅速に対応する必要があるため、発生段階を次の6つに分類し、各段階に応じた行動を実施する。

| 発生段階 | 状態 |
|--------|---------------------------------------|
| 未発生期 | 海外での感染症の発生もなく、あらゆる感染症に対して予防対策を講じておく段階 |
| 海外発生期 | 海外で感染症の患者が発生し、感染者が増加している段階 |
| 県外発生期 | 愛媛県外で感染症の患者が発生しているが、愛媛県内では発生していない段階 |
| 県内発生早期 | 愛媛県内で感染症の患者が発生し始めた段階 |
| 県内感染期 | 愛媛県内で感染症の患者が多数発生した段階 |
| 小康期 | 患者の発生が減少し、流行が低い水準となった段階 |

4. 対応段階に応じた行動基準

感染症対策は、感染拡大の段階に応じて異なる対応が必要となることから、事前に準備を進め、迅速に意思決定を行うことができるよう、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。なお、感染症の特徴を考慮し、必要に応じて感染症別に行動基準を別途定める。

○未発生期

(1) 予防・まん延の防止

咳エチケット・手洗い・手指消毒等の基本的な感染対策を励行する。

○海外発生期

(1) 予防・まん延の防止

- ① 議会だより、市議会HP、情報発信ツール等を活用し、市民をはじめ各議員に対して、咳エチケット・手洗い・手指消毒等の基本的な感染対策の励行を広報・周知する。
- ② 議員（委員会、会派を含む）の海外感染発生地域への渡航視察は自粛する。
- ③ 海外感染発生地域渡航者の視察の受け入れについては、状況に応じて議長において決定する。
- ④ 海外感染発生地域渡航者の傍聴の受け入れについては、状況に応じて議長において決定する。

(2) 議員に感染者または濃厚接触者発生時の対応

海外からの来客もしくは議員の海外視察等により、議員に感染者または濃厚接触者が発生した場合

① 感染認定の場合

- ・議員は速やかに議長に報告し、保健所・医療機関等の指示に従い治療を行う。
- ・感染認定を受けた議員は登庁しない。復帰時期については保健所等の判断に従うものとし、適宜、議長に報告するものとする。

② 濃厚接触者認定の場合

議員は速やかに議長に連絡するとともに、保健所・医療機関等の指示に従い行動する。

③ 情報公開について

感染者及び濃厚接触者に関する情報公開は予め定められた対応指針に準じる。

○県外発生期

(1) 松山市議会災害対策会議の設置

- ・松山市議会災害対策会議を設置し、市対策本部と協力連携して、情報の共有を図る。
- ・患者の発生状況、国・県・市の動向等を注視し情報収集に努める。
- ・審議を継続するための環境づくりについて協議・決定する。

(2) 予防・まん延の防止

- ① 基本的な感染対策とともに、登庁の際は検温検査を各自で実施する。
- ② 議員（委員会、会派を含む）の感染拡大地域への出張は自粛する。
やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議長に報告するとともに、現地での行動を記録し、帰省後は別に定める期間について外部との接触を控える。
- ③ 感染拡大地域からの視察等の受け入れは規制する。
- ④ 感染拡大地域からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。

(3) 議員に感染者または濃厚接触者発生時の対応

- ① 感染認定の場合
 - ・ 議員は速やかに議長に報告し、保健所・医療機関等の指示に従い治療を行う。
 - ・ 感染認定を受けた議員は登庁しない。復帰時期については保健所等の判断に従うものとし、適宜、議長に報告するものとする。
- ② 濃厚接触者認定の場合
議員は速やかに議長に連絡するとともに、保健所・医療機関等の指示に従い行動する。
- ③ 情報公開について
感染者及び濃厚接触者に関する情報公開は予め定められた対応指針に準じる。

○県内発生早期

(1) 活動方針の決定

松山市議会災害対策会議は感染症の拡大・防止対策及び議会の活動方針を協議・決定する。

(2) 予防・まん延の防止対策

- ① 基本的な感染対策を徹底するとともに、登庁の際は検温検査を各自で実施する。
- ② 議員（委員会、会派を含む）の感染拡大地域への出張は自粛する。
やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議長に報告するとともに、現地での行動を記録し、帰省後は別に定める期間について外部との接触を控える。
- ③ 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、開催及び参加を規制する。やむを得ない事情により行事を開催又は参加する場合は、事前に議長に報告するとともに、現地での行動を記録する。また、検温等による体調管理を徹底し、異変を感じた場合は速やかに医療機関を受診するとともに、議長に結果

を報告する。

- ④ 視察等の受け入れを規制する。
- ⑤ 市外傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。

(3) 議員に感染者または濃厚接触者発生時の対応

① 感染認定の場合

- ・ 議員は速やかに議長に報告し、保健所・医療機関等の指示に従い治療を行う。
- ・ 感染認定を受けた議員は登庁しない。復帰時期については保健所等の判断に従うものとし、適宜、議長に報告するものとする。

② 濃厚接触者認定の場合

議員は速やかに議長に連絡するとともに、保健所・医療機関等の指示に従い行動する。

③ 情報公開について

感染者及び濃厚接触者に関する情報公開は予め定められた対応指針に準じる。

○県内感染期

(1) 実施体制

松山市議会災害対策会議は、市対策本部等と協力・連携し、情報の共有を図る。

(2) 予防・まん延の防止対策

- ① 基本的な感染対策を徹底するとともに、登庁の際は検温検査を各自で実施する。
- ② 議員（委員会、会派を含む）の出張を規制する。
- ③ 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、開催及び参加を規制する。
- ④ 視察等の受け入れを規制する。
- ⑤ 全ての傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。

(3) 議員に感染者または濃厚接触者発生時の対応

① 感染認定の場合

- ・ 議員は速やかに議長に報告し、保健所・医療機関等の指示に従い治療を行う。
- ・ 感染認定を受けた議員は登庁しない。復帰時期については保健所等の判断に従うものとし、適宜、議長に報告するものとする。

② 濃厚接触者認定の場合

議員は速やかに議長に連絡するとともに、保健所・医療機関等の指示に従い行動する。

③ 情報公開について

感染者及び濃厚接触者に関する情報公開は予め定められた対応指針に準じる。

○小康期

(1) 実施体制

患者の発生状況、国・県・市の動向等を見極め、松山市議会災害対策会議を解散する。

(2) 予防・まん延の防止

- ① 議会だより、市議会HP、情報発信ツール等を活用し、市民をはじめ各議員に対して、咳エチケット・手洗い・手指消毒等の基本的な感染対策の励行を広報・周知する。
- ② 状況に応じて議員（委員会、会派を含む）の出張規制を緩和・解除する。
- ③ 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、状況に応じて開催及び参加の規制を緩和・解除する。
- ④ 状況に応じて視察等の受け入れ規制を緩和・解除する。
- ⑤ 状況に応じて傍聴者の制限を緩和・解除する

5. 今後の検討課題

新型コロナウイルス感染症の流行によって会合や会議等、人と接する機会を避けつつ、方針決定や意思決定を行うことが求められ、その手段として社会全般ではオンライン会議の導入が進んでいる。オンライン会議は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法を言うが、議会の会議等における活用は、地方自治法や条例の改正を伴うことから、今後、改正法の動向や他市の状況を踏まえて導入を検討する必要がある。また、委員会におけるオンライン会議の開催は、一定の対策等を講じることで差し支えないとの総務省通知はあるが、本市での実施には条例等の改正が必要となることから、オンライン会議の実現に向けた条例等の改正とともに、執行部も含めたハード、ソフトの整備を進めていく必要がある。

各段階に実施する主な対策

| | | 未発生期 | 海外発生期 | 県外発生期 | 県内発生期 | 県内感染期 | 小康期 | |
|---------------|-------------------------|--------------------------------|--|---------------------------------------|---|---|---|---------|
| 松山市議会及び各議員 | 1. 実施体制と情報収集 (サーベイランス) | 松山市議会 災害対策会議 | | ●松山市議会災害対策会議の設置(市対策本部と協力連携し、情報の共有を図る) | | | ●患者の発生状況、国・県・市の動向等を見極め、松山市議会災害対策会議を解散 ●対策の評価・行動等の見直し | |
| | 2. 予防・まん延防止対策 | 基本的な感染対策 (咳エチケット、手洗い、手指消毒等) | 励行 | 励行 | 実施 (検温確認) | 実施 (検温確認) | 実施 (検温確認) | 励行 |
| | | 視察 | 可能 | 可能 但し海外感染発生地域への渡航視察は自粛 | 感染拡大地域は自粛 止むを得ない場合は事前に議長へ報告し、現地での行動を記録 | 感染拡大地域は規制 止むを得ない場合は事前に議長へ報告し、現地での行動を記録 | 規制 | 制限緩和・解除 |
| | | 視察等の受け入れ | 可能 | 海外感染発生地域渡航者の視察受け入れは状況に応じて議長が決定 | 感染拡大地域規制 | 規制 | 規制 | 制限緩和・解除 |
| | | 傍聴希望者受け入れ方針 | 可能 | 海外感染発生地域渡航者の傍聴受け入れは状況に応じて議長が決定 | 感染拡大地域自粛要請 | 市外自粛要請 | 自粛要請 | 緩和・解除 |
| | 3. 議員に感染者または濃厚接触者発生時の対応 | 感染認定の場合 | ●議員は速やかに議長に報告し、保健所・医療機関等の指示に従い治療を行う。 感染認定を受けた議員は登庁しない。復帰時期については保健所等の判断に従うものとし、適宜、議長に報告する。 | | | | | |
| | | 濃厚接触者認定の場合 | ●議員は速やかに議長に連絡するとともに、保健所・医療機関等の指示に従い行動する。 | | | | | |
| | | 情報公開について | ●感染者及び濃厚接触者に関する情報公開は予め定められた対応指針に準じる。 | | | | | |
| | 議会事務局 | 1. 実施体制 | | 松山市議会災害対策会議の開催準備 | ●松山市議会災害対策会議の運営 | | | |
| | | 2. 情報収集・共有 | | ●議員及び職員の感染状況等の把握 | | | | |
| | | | ●感染関係情報の収集、議員への発信 | | | | | |
| 3. 予防・まん延防止対策 | | ●市対策本部等と協力・連携し、情報の共有を図る | | | | | | |
| | | ●備蓄品(消毒液等)の管理 | | | | | | |
| | | 基本的な感染対策の励行 | 基本的な感染対策の励行 | 基本的な感染対策の実施(検温確認) | 基本的な感染対策の実施(検温確認) | 基本的な感染対策の実施(検温確認) | 基本的な感染対策の励行 | |